

記入例

様式第1号

商品車である軽自動車等の課税免除申請書

令和 年 月 日

車検証の使用者・所有者と同じ方が申請者です。
※使用者・所有者が個人の場合、申請者は「個人の住所、電話番号、氏名」を記入する

申請者 所在地（住所）
 電話番号
 名称（氏名）

私の所有する下記の車両について、佐賀市市税条例第8.7条の規定により軽自動車種

車検証の交付年月

車両番号等	佐賀	(年 月 日取得)
車台番号		

車検証を見て記入

定置場所(所在地と異なる場合)	住所	TEL
	屋号	

申請者が個人の場合はここに販売している事業所の住所・屋号・電話番号を記入

該当事由	商品であって使用しないもの
------	---------------

許可証番号	古物商許可証	(県公安委員会発行)
	質屋許可証	(県公安委員会発行)

該当する許可証を見ながら記入

備考	・賦課期日現在、市税に滞納はありません。 ・当該車両の用途は商品車両であって、リース車、試乗車、社用車、営業車、代車等事業用のものではありません。
----	--

軽自動車税（種別割）申告書の所有形態欄に「3. 商品車」と記載している車両のみ対象となります。

※職員記入欄

添付書類	<input type="checkbox"/> 車検証の写し	<input type="checkbox"/> 商品車両ごとの展示状態の写真	付印
	<input type="checkbox"/> 古物商許可証または質屋許可証の写し	<input type="checkbox"/> 展示場全体がわかる写真	
資料番号	—	—	入力未：済

【裏面】

申請者と同じ者が許可を受けている必要があります。
※申請者が個人であれば個人、法人であれば法人の許可証が必要です

写真貼り付け時ののりしろ

申請にあたっての注意事項

写真やコピーが不鮮明な場合や、書類が揃っていない場合は受付できません。

●課税免除を受ける車両の展示状態の写真がこの面の**太枠線**の中に貼付してください。

●申請書には以下の書類も添付してください。

課税免除を受ける車両の自動車検査証の写し

古物商許可証又は質屋許可証の写し（申請台数が多くても1枚で可）

展示場全体がわかる写真（展示場の雰囲気がわかれば1枚でも可）

その他注意事項

**受付時間は 4/1 から 4/14 までの平日 8:30～17:00 です。
土日や時間外の受付はできませんので余裕を持って申請してください。**

●地方税法第 4 5.0 条の規定により、調査にお伺いすることがあります。

●当該年度の 4 月 1 4 日を過ぎた申請は受けません。

（4 月 1 4 日が休日等の場合は、休日後の最初の平日が提出期限です。）

●課税免除に関しては、単年度のみ取り扱いとなります。

（同一車両が 2 年以上商品の状態であっても、課税免除は単年度のみとなります。）

【問い合わせ】

佐賀市役所 市民税課 軽自動車税担当 TEL 40-7064